貸暗号資産取引サービス約款(旧 VCTRADE)

第1章 趣旨

(約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、TaoTao 株式会社及び SBI VC トレード株式会社の合併の効力発生日である 2021 年 12 月 1 日以前から、SBI VC トレード株式会社の名でインターネットを通じて提供しているサービス (以下「旧 SBI VC トレードサービス」といいます。)のうち、貸暗号資産取引 (お客様が当社に暗号資産を貸し出し、当社がお客様に対して、お客様より借り入れた暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を返還する消費貸借取引をいいます。以下同じ。)について、お客様と SBI VC トレード株式会社 (以下「当社」といいます。)の権利義務関係を明確にすることを目的とします。
- 2 この約款に定めのない事項については、「暗号資産取引サービス約款」が適用されるものとします。また、この約款の規定と「暗号資産取引サービス約款」の規定が 異なるときは、貸暗号資産取引に関しては、この約款の規定が「暗号資産取引サービス約款」の規定に優先して適用されるものとします。

第2章 利用申込み

(口座開設)

- 第2条 お客様が貸暗号資産取引サービス(以下「本サービス」といいます。)を利用する ためには、「暗号資産取引サービス約款」に基づき、旧VCトレードサービスに係 る暗号資産取サービスの口座(以下「暗号資産取引サービス口座」といいます。) を開設している必要があります。
- 2 お客様は、本サービスのための口座(以下「貸暗号資産取引口座」といいます。) の開設を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り、貸暗号資産取引口座が開 設されるものとします。
- 3 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても前項の承諾をしないものとします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしないことがあります。
 - (1) お客様またはお客様の代理人が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、

社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらに準ずる者等反社会的勢力であることが判明した場合

- (2) お客様が当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法 的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力によ り当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合、またはこれらに類 するやむを得ない事由があった場合
- 4 本サービスは、当社が第 2 項の申し込みを受付け所定の手続きを完了した時以降 に利用することができます。また、お客様が入力されたメールアドレス及びログイ ンパスワードと当社に登録されているメールアドレス及びログインパスワード (二要素認証その他のセキュリティ措置を含みます。)の一致した場合にのみ利用 することができます。
- 5 本サービスのご利用に必要となる通信用の機器などは、お客様にご用意いただく ものとします。

(貸暗号資産取引等に関するご説明書)

第3条 本サービスの利用申込みにあたって、当社は、あらかじめ、お客様に対して「貸暗 号資産取引等に関するご説明」を交付します。この書面は、貸暗号資産取引に係る リスク等を詳細に説明しておりますので、内容をご確認いただき、ご不明な点があ れば、取引開始前にご確認ください。

第3章 貸暗号資産取引

(暗号資産の種類)

第4条 本サービスは、当社が指定する種類の暗号資産について提供します。

(申込内容の明示)

第5条 暗号資産の貸出の申込みの際は、暗号資産の種類、数量、契約期間、自動更新の要 否等、暗号資産の貸出に必要な事項として当社が指定する事項を明示していただ きます。

(申込みの方法)

第6条 暗号資産の貸出の申込みは、当社の指定する方法により、インターネットを通じて 行っていただきます。

(受付及び取消)

- 第7条 貸出の申込みの受付確定時は、通信端末等にお客様が入力された申込内容について当社が即時に照合し、当該照合に対するお客様の確認の入力を当社が受信した時点とします。なお、この時点においては、お客様の申込みの受付けが確定したのみであり、貸出に関する約定は成立していない点にご留意ください。
- 2 お客様は、貸出の申込みをし、当社が申込みを受け付けた時点で、当該貸出しの申 込みに係る暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を売却、譲渡、担保設定その他の 処分することができなくなります。但し、貸出の約定が成立する前に本条第 4 項 に基づきお客様が貸出の申込みを取り消した場合、お客様は、当該貸出の申込みに 係る暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産の売却、譲渡、担保設定その他の処分が 可能となります。
- 3 当社は、申込内容が次のいずれかに該当する場合は、当該申込みの受付けを行いません。
 - (1) お客様の貸出の申込内容が、第5条及び第6条に定める事項のいずれかに反している場合
 - (2) お客様の貸暗号資産取引口座において申込時において当該貸出に必要な暗号 資産がない場合
- 4 当社が本サービスにより受付けた貸出の申込みの取消しは、第8条に基づきお客様の申込みが約定するまでの間に限り、行うことができます。
- 5 前項の規定にかかわらず、暗号資産の貸出の申込みについて、申込み後最初に到来 する午前9時から午後3時までの間(以下「取消し制限期間」といいます。)にお いて、当該申込みの取消しを一時的に制限させていただくことがございます。取消 しを制限させていただく場合は、お客様の申込み画面の申込取消ボタンが押下で きない状態となります。また、お客様が取消し制限期間を過ぎても当該申込みを取 消さなかった場合、取消し制限期間が属する日の翌日の午前9時から午後3時ま での間においても当該申込みの取消しを一時的に制限させていただくことがあり、 以後同様といたします。

(約定)

第8条 当社が本サービスにより受付けた貸出の申込みに係る貸暗号資産取引は、当社が 申込内容を確認し、承認した時点で成立するものとします(以下、本条に基づき成 立する個別の貸暗号資産取引を「個別貸暗号資産取引」といいます。)。ただし、当 社が受付けたお客様からの申込内容が次のいずれかに該当する場合には、あらか じめお客様に連絡することなく当該申込みが約定しないことがあります。

- (1) 受付け後、約定するまでに当該申込みが第 5 条または第 6 条に反することになった場合。
- (2) その他、取引の健全性に照らし不適当と当社が判断する場合。
- 2 前項に基づく約定が成立した時点で、個別貸暗号資産に係る暗号資産は、お客様の 暗号資産取引口座からお客様の貸暗号資産取引口座へと移転します。かかる移転 の後、当該暗号資産は、当社に対して貸し出されるものとします。
- 3 個別暗号資産取引の契約期間は、第 5 条に基づき、別途当社の提示する契約期間 から、お客様が選択し、明示した期間となり、個別貸暗号資産取引が成立した日の 翌日から起算されるものとします。

(自動更新)

- 第9条 暗号資産の貸出の申込みにおいて、お客様が契約期間の自動更新を希望された場合、当社所定の期日までに、お客様から個別貸暗号資産取引の契約期間を更新しない旨のお申出がない限り、同様の契約期間を自動的に更新するものとし、以降も同様とします。
- 2. 前項に基づく自動更新は、お客様による貸出の申込みに際して、自動更新が可能である旨を当社が示し、お客様が自動更新を希望する旨を明示した場合に限り、適用されるものとします。

(売却等の禁止)

第10条 お客様は、個別貸暗号資産取引の契約期間中、当該個別貸暗号資産取引に基づき当 社に対して貸し出している暗号資産(当該暗号資産の返還を請求する権利を含み ます。)を売却、譲渡、担保設定その他の処分をすることはできません。

(返還)

第11条 当社は、お客様に対して、個別貸暗号資産取引の契約期間満了日から 1 営業日以内に、当社がお客様から借り受けた暗号資産と同じ種類、数量の暗号資産を、お客様の暗号資産取引サービス口座に送付する方法により、返還します。

(利用料及び消費税相当額の支払)

第12条 利用料は、契約期間に応じ、個別貸暗号資産取引に基づき当社に対して貸し出している暗号資産に、当社所定の利用料率を乗じて計算された額とします。

- 2 当社は、お客様に対して、個別貸暗号資産取引の契約期間満了日から 1 営業日以内に、利用料及び利用料に係る消費税相当額を支払います。
- 3 前項に定める支払の方法は、当社がお客様から借り受けた暗号資産と同じ種類の 暗号資産を、前条に基づき返還する暗号資産とともに、お客様の暗号資産取引サー ビス口座に送付する方法とします。

(本サービスを利用した申込み及び個別貸暗号資産取引の照会)

第13条 当社が本サービスで受付けた貸出申込み及び個別貸暗号資産取引の内容は、本サービスにより照会するこができます。

(取引内容等の確認)

第14条 貸出申込み、個別貸暗号資産取引の内容等についてお客様と当社との間で疑義が 生じたときは、お客様が本サービス利用時に入力されたデータの記録内容をもっ て処理させていただきます。

第 5 章 同意事項

(同意事項)

第15条 お客様は、以下の各号に定める事項について同意するものとします。

- (1) 当社によるお客様からの暗号資産の借入れは、暗号資産の管理に該当せず、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産は、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号。その後の改正を含む。以下同じ。)に基づく分別管理の対象ではないこと
- (2) お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産について、資金決済に関する法律に基づく、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有しないこと
- (3) 貸暗号資産取引において、当社は、お客様に対して、担保を提供しないこと
- (4) 当社が破綻した場合、お客様は、お客様が当社に対して貸し出した暗号資産の返還を受けられない可能性があること

第 6 章 利用時間及び手数料

(利用時間)

第16条 お客様が本サービスを利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

(手数料)

第17条 本サービスについて、当社が別途定める手数料(取引手数料、出金手数料、出庫手数料、口座管理手数料等)をお客様から当社にお支払いいただきます。

第7章免責事由

(ハードフォーク等)

第18条 当社の取扱う暗号資産に係るブロックチェーンにつきプロトコルの後方互換性・ 前方互換性のない大規模なアップデート等(以下「ハードフォーク」といいます。) が行われた場合、当社は、当社がお客様より借り入れているハードフォーク前の 暗号資産につき、ハードフォーク後に誕生した新しい暗号資産を追加で借り入れ る義務及び当該暗号資産をお客様に返還する義務を負いません。なお、ハードフ ォーク後に誕生した新しい暗号資産の適法性、安定性等に問題が無いことを確認 した場合、当社の裁量により、お客様より新しい暗号資産を追加で借り入れ、又 は、お客様に新しい暗号資産を返還し若しくは相当する金銭を交付することがで きます。

第8章解約

(解約)

- 第19条 お客様は、この約款及び個別貸暗号資産取引を解約することはできません。但し、 「暗号資産取引サービス約款」を解約した場合、この約款及び個別貸暗号資産取引 も解約されます。
- 2. お客様は、前項但書きに基づき、この約款及び個別貸暗号資産取引が解約された場合、当社に対して、当社が別途定める手数料を支払うものとします。
- 3. この約款及び個別貸暗号資産取引の解約の効力は、当社がお客様より前項に基づく手数料の支払いを受領した時点で発生します。
- 4. 第 1 項但書きに基づき、この約款及び個別貸暗号資産取引が解約された場合、当社は、お客様に事前に通知することなく、当社所定の時点で、この約款及び個別貸暗号資産取引に基づきお客様から借り入れている全ての暗号資産を売却できるものとし、お客様が振込銀行口座を登録しているときには、当社所定の時点において、出金手数料等を差し引いた上で、金銭を当該銀行口座に払い戻せるものとします。当社は、本項に基づいて当社が行った行為によりお客様が被った損害について責任を負いません。
- 5. この約款及び個別貸暗号資産取引が解約された場合、お客様に対して、当該貸暗号 資産取引に係る利用料を支払いません。